

安全にかかわるトラブルのご報告

ANAグループでは、2007年度に1件の航空事故が発生し、ご搭乗されたお客様はもとより、関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしました。必要な対策を講じて再発防止に万全を期したいと考えています。

航空法で新たに義務付けられた報告事象(安全上のトラブル)については、2007年度合計で236件でした。個別の概要などについては、ANAホームページ:ANA SKY WEB上の「安全・運航情報」に、「安全報告書」とともに掲載していますのでご参照ください。

 安全・運航情報
<http://www.ana.co.jp/ana-info/ana/lounge>

■ 航空事故

航空事故とは、航空法第76条に定められている「航空機の墜落、衝突又は火災」「航空機による人の死傷又は物件の損傷」「航空機内にある者の死亡(自然死等を除く)」または「行方不明」「航行中の航空機の損傷」を指します。

《ANA126便の事故》

1) 事故の概要 2007年7月12日、ANA126便(沖縄-羽田)は、薄い雲の中を飛行中、乱気流に遭遇し、作業中の客室乗務員1名が転倒し肋骨を骨折しました。当時は、水平飛行中で通常の機内サービスは終了しており、座席ベルトサインは消えている状態でした。なお、お客様で怪我をされた方はいらっしゃいませんでした。

2) 推定原因 2008年3月28日、本事故に対する航空・鉄道事故調査委員会による事故調査報告書が公表されました。原因は、積乱雲群による乱気流に遭遇した際、客室乗務員1名が中腰で作業をしていたため転倒し、骨折したと推定されました。

3) 対策 本事故に対し、以下の対策を講じました。

- ① 運航乗務員に本事例の概要を周知し、前線などに起因する発達した積乱雲の雲頂部雲中を飛行する場合には、予期せぬ揺れに遭遇することがあり得ることを注意喚起しました。
- ② 客室乗務員に対しては、従来から揺れに対する危機意識の醸成および揺れに対する防御姿勢についての教育や訓練などを実施してきましたが、継続して啓発活動を行うため「乱気流による客室内事故(負傷)防止について」と題する啓発用冊子を作成し、全客室乗務員に配布しました。

■ 重大インシデント

重大インシデントとは、航空法第76条の2に定められている「航空事故が発生するおそれがあると認められる事態」であり、閉鎖中または他の航空機が使用中の滑走路からの離陸や滑走路からの逸脱など、14の事態が航空法施行規則第166条の4に定められています。

発生事例①

《ANA79便の重大インシデント》

1) 重大インシデントの概要 2007年6月27日、ANA79便(羽田-新千歳)は、新千歳空港に着陸した後、管制指示に従い滑走路を横断しました。

ANA79便が横断した同滑走路には、同じく管制指示を受け離陸滑走を開始した他社機があり、そのため他社機は離陸を中止しました。

本事象は、「閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止」に該当する重大インシデントと認定されました。

2) 推定原因 本件については、現在国土交通省航空・鉄道事故調査委員会が原因調査中です。

3) 対策 運航乗務員に対し、できる限り関連する航空機に対する管制交信の聴取にも努め、正確な状況把握に役立てるよう、注意喚起を行いました。

航空・鉄道事故調査委員会の調査結果が公表され、さらに対応すべきものがあれば、適切に対応していきます。

発生事例②

《ANA220便の重大インシデント》

1) 重大インシデントの概要 2007年11月11日、ANA220便(福岡-中部)は、着陸許可を受け中部国際空港に向け最終の着陸態勢に入っていました。そのとき、他社機が管制指示を受けずに当該滑走路に進入したため、ANA220便は管制指示により着陸復行しました。

本事象は「閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止」に該当する重大インシデントと認定されました。

2) 推定原因 本件については、現在国土交通省航空・鉄道事故調査委員会が原因調査中です。

3) 対策 航空・鉄道事故調査委員会の調査結果が公表され、対応すべきものがあれば、適切に対応していきます。